様似町条例第１４号

様似町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和８年９月１８日

様似町長　荒木輝明

様似町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

様似町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２７年様似町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「場合」の次に「若しくは同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第５条第５項中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業所等」に、「第１６条第１項」を「第１６条」に改める。

第６条第１項中「並びに附則第３条」を削り、同項本文中「第３号において同じ。」を「以下この条において同じ。」に改め、同項中「事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、「保育所（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）」を「保育所、幼稚園又は認定こども園」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「離島その他の地域であって、」を加え、「地域」を「もの」に改め、同項第３号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」に改め、同条第７項中「２０人以上のものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同項第１号中「支援法」の次に「（平成２４年法律第６５号）」を加える。

第１８条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第２７条中「小規模保育事業Ｂ型及び小規模保育事業Ｃ型」を「小規模保育事業Ｂ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業Ｃ型（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

第２９条第２項第３号中「（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね１５人につき１人」を「　おおむね１５人につき１人（法第６条の３第１０項第２号又は第３号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」に改める。

第３１条第２項第３号中「（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）　おおむね１５人につき１人」を「　おおむね１５人につき１人（法第６条の３第１０項第２号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）」に改める。

第３５条中「項」の次に「第１号」を加える。

第４８条中「と、同条第４号中「次号並びに第３３条第４号及び第５号」とあるのは「第４８条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第３条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第６条中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。